



山形県公報

平成15年5月16日(金)

号 外(48)

目 次

条 例

○山形県議会委員会条例の一部を改正する条例……………(議 会) … 1

本号で公布された条例のあらまし

- ◇ 山形県議会委員会条例の一部を改正する条例 (県条例第34号) (議会)
 - 1 常任委員会の委員の定数について、厚生文化委員会にあつては8人、商工労働観光委員会及び建設委員会にあつては7人とすることとした。
 - 2 山形県病院事業の設置等に関する条例の一部改正に伴い、厚生文化委員会の所管に関する規定の整備を行うこととした。

条 例

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年5月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第34号

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例

山形県議会委員会条例(昭和50年3月県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「委員9人」を「委員8人」に、「事項」を「事項並びに病院事業局の所管に属する事項」に改め、同条第5号及び第6号中「委員8人」を「委員7人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成15年5月16日印刷
平成15年5月16日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056